

令和4年度
事業概要書

令和4年4月



国土交通省中部地方整備局
名古屋国道事務所

名古屋国道事務所のミッション

～地域や道路利用者の皆様から信頼される事務所を目指して～

★ 果たすべき役割

1. 良質な道路サービスを道路利用者に提供するとともに、地域の更なる発展を支える道路利用環境の向上を図ること。
2. 広域的な幹線道路ネットワークの保全・管理や防災対策を通じて地域の安全・安心を確保すること。

★ 地域課題

1. 都市部の激しい渋滞の緩和、沿道環境の改善
2. 交通事故の削減
3. 大規模災害への対策の強化（想定：風水害対応、南海トラフ巨大地震等）

★ 地域課題に対する取組

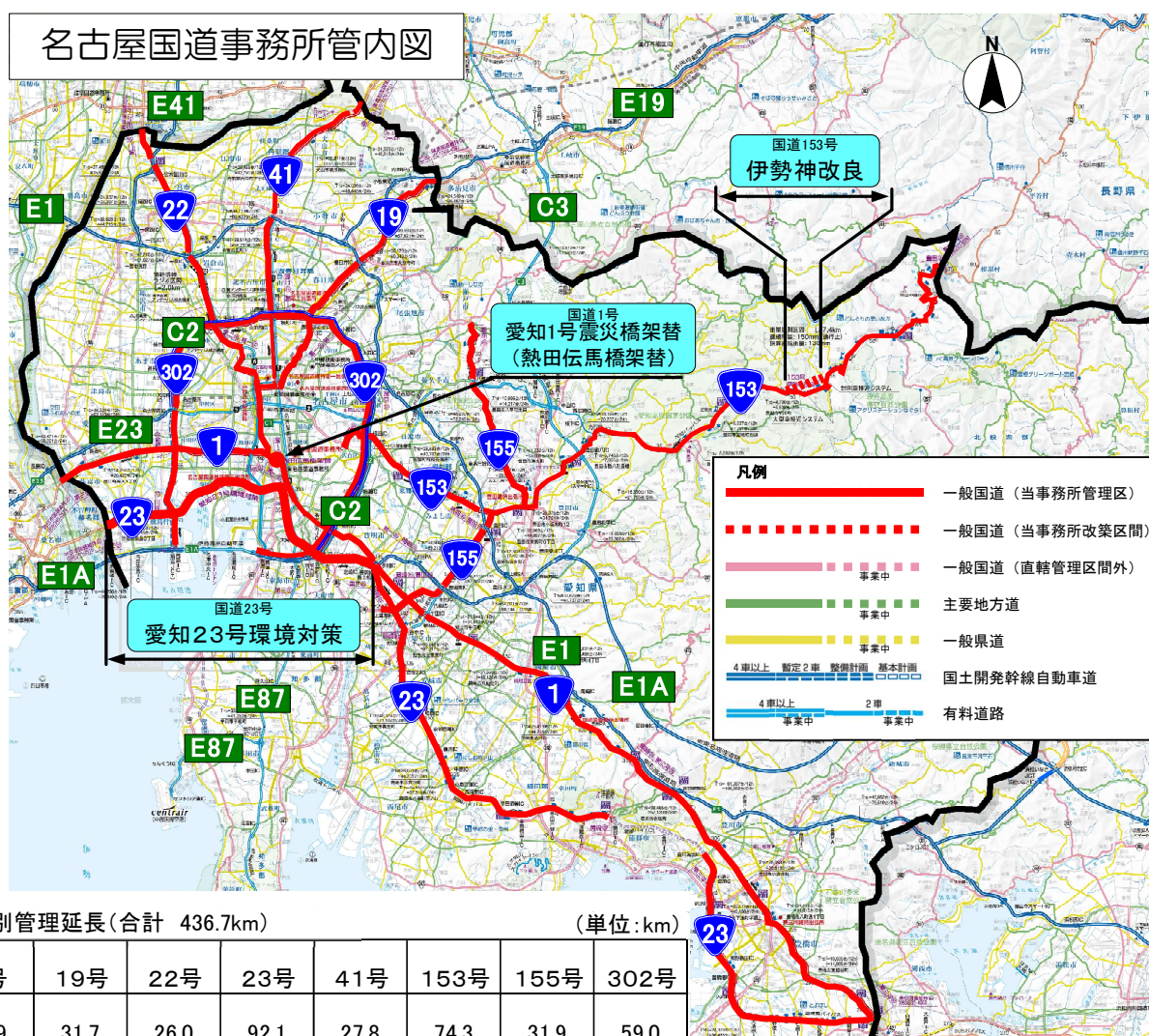
1. 円滑な道路交通の確保と沿道環境の改善
 - 1.1 道路利用に関する日常的な管理
 - 1.2 沿道の環境改善を図る道路整備
2. 安全・快適な道路環境の確保
 - 2.1 交通事故対策のための交通安全施設等の整備
 - 2.2 ライフライン(水道・電気・通信など)を収容する道路空間の整備・管理
3. 安全・安心の確保
 - 3.1 道路改築事業
 - 3.2 道路の維持修繕や防災対策
 - 3.3 安全・安心な道路交通を確保するための道路整備
 - 3.4 道路施設の老朽化対策
 - 3.5 大型車両の通行の適正化
 - 3.6 「道の駅」による地域活性化の拠点形成

I. 令和4年度工事関係費総括表

令和4年度 名古屋国道事務所 事業費

事業種別	事業費(百万円)	備考
改 築	2, 0 1 5	
国道1号 愛知1号震災橋架替(熱田伝馬橋架替)	2 3 5	
国道23号愛知23号環境対策	1 5 0	
国道153号伊勢神改良	1, 6 3 0	
交通安全	2, 3 7 5	
共同溝・電線共同溝	6 7 7	
合 計	5, 0 6 7	

※上記の他に、維持修繕に係る予算がある。



Ⅱ. 事業概要

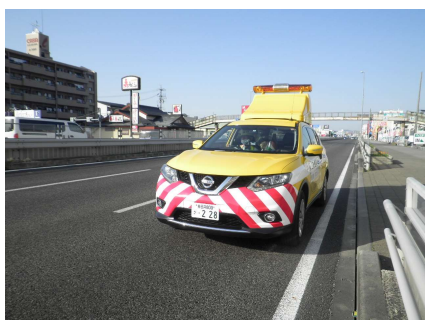
名古屋国道事務所は、愛知県内の主要国道である1号、19号、22号、23号、41号、153号、155号及び302号の8路線（管理延長436.7km）の管理を通して、地域や道路利用者の皆様への安全・安心で快適な道路サービスの確保に取り組んでいます。

1. 円滑な道路交通の確保と沿道環境の改善

1.1 道路利用に関する日常的な管理

安心して豊かな暮らしを支える道路で安全で快適な道路サービスを確保するため、日夜、「道路パトロール」「異常気象時通行規制」「道路情報提供」「道路に関する工事の承認及び占用許可」「特殊車両通行許可」などの業務や、路面等の補修、道路除草、清掃、街路樹の手入れなどを行っています。

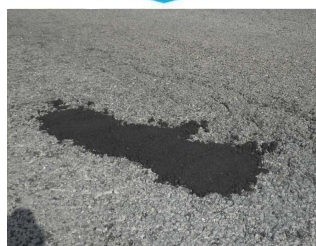
【道路パトロール】



【路面補修】



補修前



補修後

【道路除草】



除草前




除草後

【通行止装置（遮断機）】



【異常気象時通行規制区間】

路線	名称	区間	通行注意	通行止
	稲武	豊田市明川町亀平 ～同市小田木町イナバ	連続雨量 120mm	連続雨量 150mm

1.2 沿道の環境改善を図る道路整備

国道 23 号名古屋南部地区の沿道環境を改善するための対策を実施しています。

(1) 国道 23 号 愛知 23 号環境対策

豊明市阿野町～弥富市栄南町（延長 29.2km）において、環境施設帯整備等を実施しています。

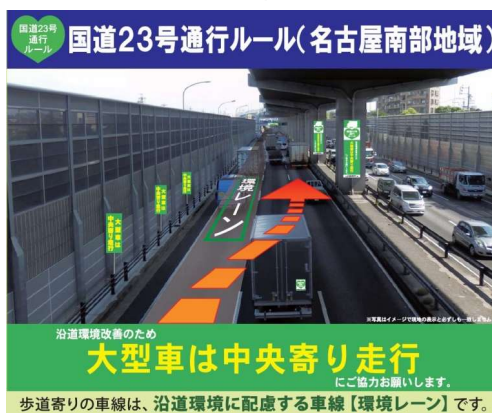
- ・令和 4 年度：関係機関協議、用地調査、移転補償、改良工を予定

(2) 国道 23 号通行ルール（名古屋南部地域）

国道 23 号名古屋南部地域において、2014 年度（平成 26 年度）より周辺地域への大気環境負担軽減を目的として大型車の中央寄り走行を促す「国道 23 号通行ルール（名古屋南部地域）」の実施等を行っています。

- ① 横断幕・懸垂幕・路側看板・路面標示等の掲示及び維持管理、道路情報版（電光式）での情報提供。
- ② 伊勢湾岸自動車道を中心とする他の道路への迂回促進のための沿道大気情報（NO₂ 及び SPM 濃度）のホームページでの公開。
- ③ 違反特殊車両の取締まり。

(3) 環境施設帯の維持管理



【国道 23 号通行ルール】



【国道 23 号 環境施設帯整備】

2. 安全・快適な道路環境の確保

2.1 交通事故対策のための交通安全施設等の整備

安全で円滑な交通の確保や交通事故撲滅のため、愛知県内の直轄国道において「愛知県事故ゼロプラン」を推進します。また、包括的な交通安全対策（新たな面的交通安全対策）の検討や、生活道路の交通安全対策の推進に取り組む愛知県内の自治体に技術支援を行います。

(1) 事故ゼロプランの推進

交差点改良、自転車・歩行者道整備等の交通安全事業により、交通事故の防止等に向けた交通環境整備を行います。

① 交差点改良・・・・・・・・・・ 8事業

- ・国道1号 円六橋・瓦町交差点改良(豊橋市)
- ・国道1号 中島橋西交差点改良(名古屋市)
- ・国道19号 桜通事故対策(名古屋市)
- ・国道302号 追進町三丁目交差点改良(春日井市)
- ・国道302号 香南交差点改良(名古屋市)
- ・国道19号 高岳地区交差点改良(名古屋市)【令和4年度新規事業箇所】
- ・国道41号 落合玄馬地区交差点改良(名古屋市)【令和4年度新規事業箇所】
- ・国道153号 天白植田地区事故対策(名古屋市)【令和4年度新規事業箇所】

② 自転車・歩行者道整備・・・・・・・・・・ 7事業

- ・国道1号 岡崎地区歩道整備(岡崎市)
- ・国道1号 鵜浦歩道整備(弥富市)
- ・国道19号 名古屋南部自転車通行空間整備(名古屋市)
- ・国道153号 小田木歩道整備(豊田市)
- ・国道155号 山口地区歩道整備(瀬戸市)
- ・国道1号 国府駅前交差点歩道橋整備(豊川市)【令和4年度新規事業箇所】
- ・国道153号 勘八地区歩道整備(豊田市)【令和4年度新規事業箇所】

併せて管内全路線において、区画線、道路標識、道路照明灯、道路情報提供装置等の整備を行います。

「事故ゼロプラン」とは

愛知県内の直轄国道において、過去の事故箇所にとどまらず、事故の特性・道路の性格、関係機関や道路利用者に対するアンケート結果等をとおして事故危険箇所を選定し、的確な予防対策を選択し、集中的に対策を実施するもの。(2010年(平成22年)12月～)

【事故対策(右折レーンのカー化)】



【歩道整備】



【自転車通行空間整備】



(2) 生活道路の交通安全対策

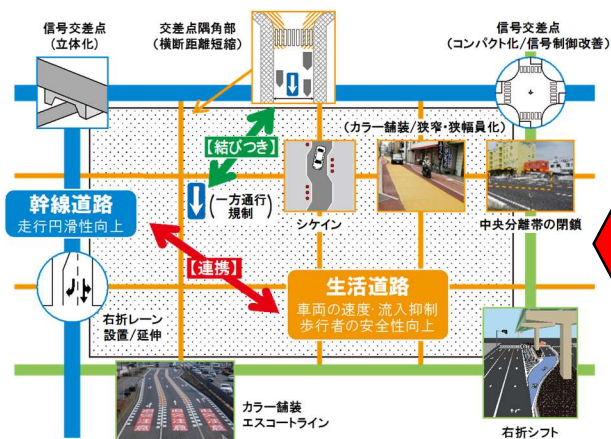
名古屋国道事務所では、生活道路の交通安全対策への支援を行っています。

- ・ 幹線道路の機能低下(渋滞等)時において、抜け道利用などを目的とした生活道路路への進入により生活道路の安全性が低下することを防ぐため、自動車の走行性を重視した幹線道路と地域の方が通勤や通学で利用する生活道路をより明確に区別し、各道路管理者が連携して対策を実施することで、包括的な交通安全対策(面での対策)に取り組んでいます。
- ・ ETC2.0 プローブデータ等のビックデータを活用した分析や、可搬型ハンプの貸出し等、自治体への技術支援を行っています。

(愛知県内の生活道路対策エリア：29 市町の 48 地区(令和 4 年 3 月末))

※関連情報は [生活道路の交通安全対策に関するポータルサイト](#) をご覧下さい。

【包括的な交通安全対策のイメージ】



【抜け道利用に伴う交通課題】



【可搬型ハンプの貸出し】



2.2 ライフライン（水道・電気・通信など）を収容する道路空間の整備・管理

（1）共同溝

ライフライン（水道・電気・通信など）を道路地下空間にひとまとめに収容す共同溝を管理し、路面の掘り返し工事を減少し円滑な道路交通の確保を図ります。

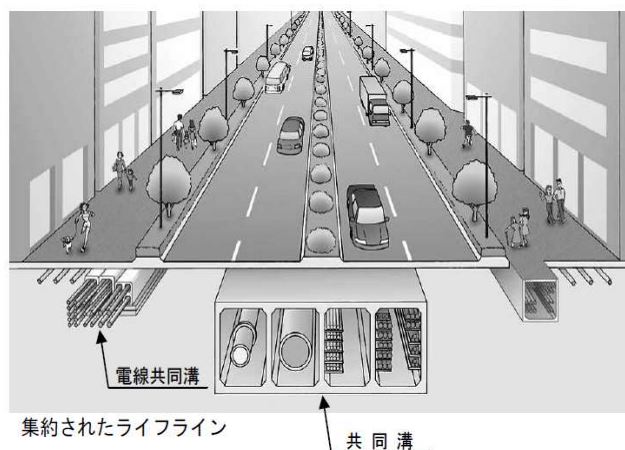
●共同溝の管理：国道1号、19号、22号、23号、41号、302号

（2）電線共同溝

電力・通信線等の電線を地下に収容する電線共同溝を整備し無電柱化することで、災害時における緊急輸送道路の確保並びに安全で快適な歩行空間の確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援します。

●電線共同溝の整備

- ・ 国道 1号 岡崎朝日町電線共同溝
延長 3.5km
- ・ 国道 22号 一宮三ツ井電線共同溝
延長 1.8km
- ・ 国道 22号 一宮浅野電線共同溝
延長 3.5km
- ・ 国道 41号 小牧電線共同溝
延長 10.6km
- ・ 国道 1号 岡崎島町電線共同溝 [令和4年度新規事業箇所]
延長 1.1km
- ・ 国道 153号 天白焼山電線共同溝 [令和4年度新規事業箇所]
延長 1.1km
- ・ 国道 153号 豊田小坂町電線共同溝 [令和4年度新規事業箇所]
延長 5.8km



集約されたライフライン

共同溝



整備前



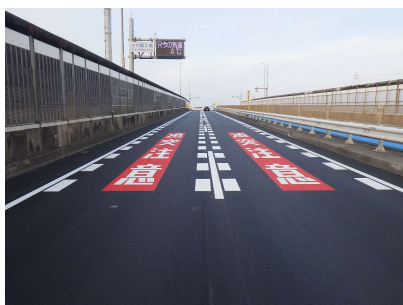
整備後

【国道1号岡崎康生電線共同溝】

3.2 道路の維持修繕や防災対策

道路利用者が安全・安心に通行できるよう、路面、橋梁等の維持修繕を実施するとともに、大規模地震発生に備え、緊急輸送道路の機能を確保するため、橋梁の耐震補強を推進します。

また、ゲリラ豪雨（短時間で局地的に発生する豪雨）による道路冠水対策、道路斜面の土砂崩落等の防災対策を推進し、災害に強い安全・安心な地域づくりを推進します。



【路面の舗裝修繕】



【橋梁耐震補強(水平力分担構造)】



【法面防災対策(法枠工)】

3.3 道路施設の老朽化対策

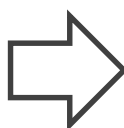
名古屋国道が管理する道路施設（橋梁、トンネル、ボックスカルバート等）については、定期点検により状態の把握を行い、予防的な修繕（補修）により道路施設の長寿命化を行います。

また、愛知県内の全ての道路管理者が本格的な道路メンテナンスサイクルを持続的に回す仕組みを構築するため、愛知県道路メンテナンス会議を開催するとともに、橋梁点検講習会など技術支援を実施します。

【23号共和高架橋】



[床板補修前]



[床板補修後]

3.4 大型車両の通行の適正化

基準の重量を上回る車両の通行は橋梁などの道路施設に損傷を及ぼすこと等から、大型車両の通行の適正化を推進します。

- ① 違法に通行する大型車両の取締りの徹底
- ② 違反者に対する指導等の強化

●令和3年度の実績

【自動計測装置による取締り】

警告書発生件数
47件

【現地取締り】

回数	違反台数
11回	14台(11台警告・3台措置命令)



特殊車両自動計測装置を新設
国道22号(上り)



現地取締り状況

3.5 「道の駅」による地域の拠点形成

「道の駅」は、道路利用者への情報提供・休憩施設であるとともに地方創生を具体的に実現していくための極めて有力な手段であり、観光や防災など更なる地方創生に向けた取り組みを官民の力を合わせて加速するとともに、地域のネットワークの拠点として地域づくりに貢献することが期待されています。名古屋国道事務所としても、施設の機能強化や地域の取り組みへの支援を推進します。



どんぐりの里いなぶ (国道153号 豊田市)
・2014(H26) 重点「道の駅」選定



とよはし (国道23号 豊橋市)
・2015(H27) 重点「道の駅」選定
・2021(R3) 防災「道の駅」選定

※重点「道の駅」：地方創生や地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組が期待できるものを選定

※防災「道の駅」：都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅について、「防災道の駅」として選定し、防災拠点としての役割を果たすための重点的な支援を実施

名古屋国道事務所のご案内

〒467-0833

名古屋市瑞穂区鍵田町二丁目30番地



◎名古屋国道事務所に関する総合窓口です。

総務課 ☎(052)853-7320 ☎(052)841-2517

◎名古屋国道事務所が発注する工事・業務・物品等の入札・契約及び支払い等に関する窓口です。

経理課 ☎(052)853-7321 ☎(052)853-7335

◎名古屋国道事務所管内における歩道設置や交差点改良事業等に係る用地取得に関する窓口です。

用地第一課 ☎(052)853-7322 ☎(052)853-7348

◎国道23号沿道環境整備事業に係る用地取得に関する窓口です。

用地第二課 ☎(052)853-7353 ☎(052)853-7348

◎名古屋国道事務所の改築事業及び機械・設備に関する窓口です。

工務課 ☎(052)853-7328 ☎(052)853-7336

◎名古屋国道事務所内で実施する改築事業の調査・計画・設計及び沿道環境整備事業、共同溝、電線共同溝に関する事業の計画・設計に関する窓口です。

☎(052)853-7323

計画課 ☎(052)853-7326 ☎(052)853-7332

◎工事の総合評価方式の審査・評価と工事発注に必要な技術面での手続き及び工事検査・品質確保に関する窓口です。

品質確保課 ☎(052)853-7351 ☎(052)853-7352

◎名古屋国道事務所管内の道路管理及び乗り入れ申請や道路占用申請等の許認可に関する窓口です。

管理第一課 ☎(052)853-7324 ☎(052)841-2517

◎名古屋国道事務所管内の道路の維持管理、防災対策、橋梁補修等及び沿道環境整備事業、共同溝、電線共同溝の工事に関する窓口です。

管理第二課 ☎(052)853-7325 ☎(052)853-7336

◎名古屋国道事務所管内の歩道設置・交差点改良等の交通安全対策、特殊車両通行許可申請に関する窓口です。

交通対策課 ☎(052)853-7327 ☎(052)853-7334

◎名古屋国道事務所管内の電気通信施設及び防災情報施設の整備・維持管理に関する窓口です。

防災情報課 ☎(052)853-7329 ☎(052)853-7334

案内図



名古屋国道維持第一出張所
〒464-0084 名古屋市千種区松軒1-1002
☎(052)721-9920 ☎(052)721-9923



名古屋国道維持第二出張所
〒486-0958 春日井市西本町3-270
☎(0568)31-7181 ☎(0568)31-7182



名古屋国道維持第三出張所
〒455-0013 名古屋市港区港陽3-18-1
☎(052)651-8156 ☎(052)653-7243



名古屋国道維持第四出張所
〒465-0013 名古屋市名東区社口2-201-1
☎(052)774-8720 ☎(052)774-8732



岡崎国道維持出張所
〒444-0005 岡崎市岡町西神馬崎北側9-1
☎(0564)51-3546 ☎(0564)51-5525



豊田維持出張所
〒471-0065 豊田市平芝町3-12-6
☎(0565)32-6110 ☎(0565)32-6121



東三河維持出張所 (豊橋市上下水道局庁舎5階)
〒440-8502 豊橋市牛川町字下モ田29-1
☎(0532)53-0321 ☎(0532)53-0323